# 周防國吉敷郡風土記

山口宰判

山口街 三拾四
五


内閣文庫
和書 類
三〇二三 號
二七四 冊
[illegible]五 函
一四 架

農商務省
四〇八八 號
三七 冊

和書門 類
三〇二六 號
二一 函
四 架
二七四 冊

| 内閣文庫 | | |
|---|---|---|
| 番號 | 和 3002[illegible] | |
| 冊數 | 274(64) | |
| 函號 | 175 | 192 |

山口宰判

周防國吉敷郡風土記 卌四

假第二五號

共三七

山口宰判 上

日本政府図書

山口縣志 巻之五目録

一古舘古戰場
一名所舊跡 上

一 古博多古戦場

街市の地ハ古城なり 古館ありて古きを云元川

大内家築山館 今の龍福寺の地なり

大内弘世始て以来累世の居館なり

殿歴考證史 陰徳太平記 乃記事

大内の後陶博郭城築かん

ことなき不審ゝ清法ゝ不固を

保つ事は徳ゝ依て険ゝ依ら

繕ひ今博多池の図に依る也

苟も出征あらハ國中の士民
これ雙親あらん限りハ城郭を
奉したんやと弘世朝臣師を
起るよしにより弘世鷲頭築山
館の名ハ大内或ハ御堀宮
におはしまし君の所ミ定ら
ず築山より移り給ひし後数
世ハ居館とハ大内に書しる多
々良の姓ハ琳聖太子よりの
名家あるし佐波郡多々良

此地防府西の方なる多々良と云ふの森の外のみよく證せり
大内ハもと地の名にて氷上山
の古文書に大内村内矢田ゟ
といふ古き殿あり之も御堀乃
福寺の後山を大内山といふよ
り防府の高見坂ら家あり
蔵する府の御教書ありその
文に東ハ矢地を限り西ハ大
内を限りてとあり書記し
に大内の弘成の名明り國歴

古文書中正治弐年十一月左
歴官人連署の奏状あり
多々良弘盛とあるによれは
弘成は弘盛の誤なるべし下
大内氏の所見古書類と略伝
琳聖太子の名国史に見えざれ
もしくは阿佐太子の事にて
琳聖といふは後の世よりの称
へなる様にやと或人は云へり
阿佐太子の事は国史に歴然たり

大内家系及び花押乃所見左
の如し
普通の大内家系とは些さか
異なれ共当家に伝はれる
統よしとせんか或は大内
の系族なり
大内家并花押左の如し

琳聖太子 ─ 正恒 ─ 藤根 ─ 宗範 ─ 茂村

保盛 ─ 弘真（宮野郷本主）─ 貞長

清致 ─ 家保（宇野　左近大夫将監）

盛實 ─ 成實 ─ 成高（仁戸田）

貞成（元貞盛）

忠遲

成資

成保（吉敷）

成房（周防権介）

鷲頭
盛保　但馬権守

問田
長房　平大夫

男　四郎

右田
盛長　摂津権守

右田
盛綱　六郎　養子

原
家光　八郎　刑部

能盛　九郎

弘盛　周防権介

正治二年十一月周防國在廳四十四人連署

権介多々良弘盛

右國廳藏

得地
遠盛　三郎太郎

盛家　小大夫

満盛　周防権介

黒川
貞保　五郎
平野村山王社棟札
弘安十年丁亥十一月十一日戊戌大願主多々良成保

成保　太郎
覚禅

弘成　周防権介

深
弘房　六郎

弘貞　周防権介
覚浄
弘安九年丙戌七月十七日

末武
弘藤　助三郎

弘家　矢田太郎　大宮殿
本名弘安　圓浄
正安二年庚子三月十八日

鷲頭

長弘 豊前守

弘景 八郎

弘氏 七郎

男 恵源侍者

春徳丸

重弘 泉福寺殿

元應二年庚申三月六日

弘幸 周防権介

永興寺殿

觀應三年改元文和壬辰三月六日

康永三年閏二月廿三日 妙厳

右氷上山藏

貞和四年十月廿三日 妙栄

同上

閏四月十五日　[illegible] 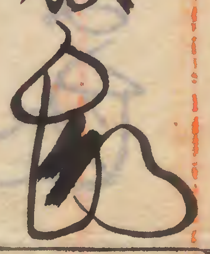

同上

弘直
孫三郎
瑞雲寺殿
建武三年（改元延元）丙子七月七日

弘世
周防權介　從五位上　正壽殿
周防　長門　石見　三ヶ國守護
康暦二年庚申十一月十五日

觀應二年八月九日　多々良弘世 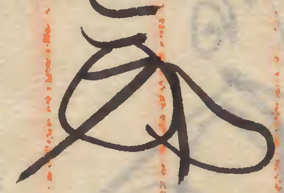

右泉福寺藏

正平十八年九月廿二日 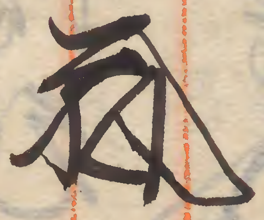

右氷上山藏

正平九年正月廿八日 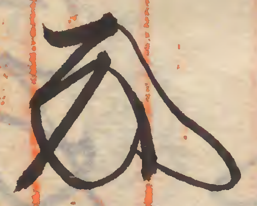

同上

正平十三年正月廿七日　散位

同上

永和三年十月十三日　道階

同上

永和四年三月十八日　道階

同上

永和四年三月十八日　道階

同上

師弘　周防権介　五條殿　興禅寺殿

義弘　左京大夫　孫太郎　従五位上　従四位下　従四位上
周防　長門　石見　豊前　和泉　紀伊　六ヶ国守護
香積寺殿
應永六年己卯十二月廿一日卒

義弘朝臣督欲
大内九郎殿被判
康應元年十一月十三日

右崇福寺藏

[illegible] 義（花押）

同上

義弘（花押）

同上

男 次郎

満弘 三郎 伊豫守 雲泉院於筑前八田討死

心満月峯

男 新介 四郎

馬場殿

満世 中務大輔

道満

弘茂

馬場殿

満世（花押）

右氷上山興隆寺一切経勧進帳 盛見朝臣時

持世

正五位下 從四位下 六郎 刑部少輔 修理大夫 兵部大輔

周防 長門 豊前 筑前 四ヶ國守護

清清寺殿

嘉吉元年辛酉七月廿八日卒

永享四年三月十七日

刑部少輔多々良持世

右氷上山藏

八月十一日 持世

右善福寺藏

永享十一年三月日 修理大夫

同上

刑部少輔

右秋穂庄八幡宮造営勧進奉加帳

持盛

周防権介 孫太郎

勝音寺殿

永享五年癸丑四月八日卒

右秋穂庄八幡宮造営勧進奉加帳

散位

●盛見 六郎 左京大夫 従四位下

大先徳雄

国清寺殿

永享三年辛亥六月廿八日卒

應永九年二月十三日

多々良盛見

右宗福寺藏

散位多々良朝臣

右氷上山興隆寺一切経勧進帳

此他諸社諸寺所藏古文書中

盛見朝臣之花押多矣皆相同

應永十一年二月十日　盛見

應永十二年八月廿日　多々良朝臣盛見

應永十三年七月廿三日　沙弥道雄

應永十五年十二月廿三日　沙弥道雄

應永十五年十二月廿三日　沙弥

右應永十二年二月十日ゟの文書ハ國清寺の古文書にして花押等同し

女
戴冬資室

女
大友親世室

女
山谷讃岐守室

女 華庵妙厳大姉

女 華山春公大姉
深田殿徳隠庵

女 悦心欣公大姉
吉敷殿

女 南昌栢岩松公大姉

女 厳島神主妻

教弘 六郎 周防権介 左京大夫 従五位下 正五位下 従四位下
周防長門豊前筑前四ケ国守護
寛正六年乙酉九月三日薨

嘉吉三年八月廿三日 左京大夫 （花押）
右善福寺蔵

政弘 左京大夫 従四位下
周防長門豊前筑前守護
法泉寺殿
明応四年乙卯九月十八日薨

左京大夫　政弘（花押）

右崇福寺藏

従四位下左京大夫多々良朝臣政弘（花押）

右氷上山藏

女子（弘子）大友豊前守政親室

女　比丘尼　妙弟

女　比丘尼　廣德院弘宙

女　正子　山名中務少輔政理室

女　宮嶋神職親春室

義興　七州大守　周防介　左京大夫　従三位

凌雲寺殿

享禄元年十二月廿日薨

明應五年四月十五日

周防權介多々良朝

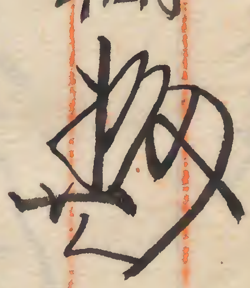

右善福寺藏

明應七年七月十三日

權介多々良朝

右吉敷郡潟上庄鑄錢司顯孝院藏

永正三年七月廿三日

左京大夫多々良朝義興

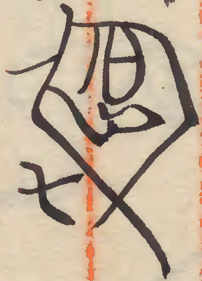

右泉福寺藏

永正四年七月廿五日

從四位下行左京大夫多々良朝義興

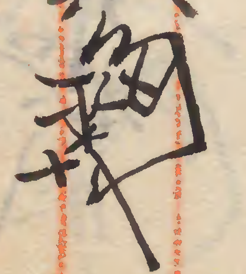

右吉敷郡潟上庄鋳銭司顯孝院藏

十二月二日　義興
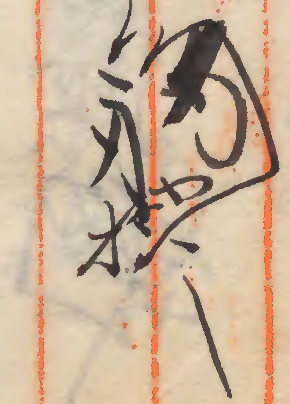

京都醫師某藏

義隆　大宰大貳
　　　龍福寺殿

享祿弐年五月吉日
大内介
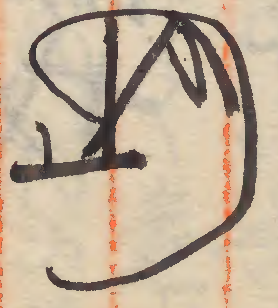

右妙玖寺藏

享祿三年十二月廿四日
左京大夫
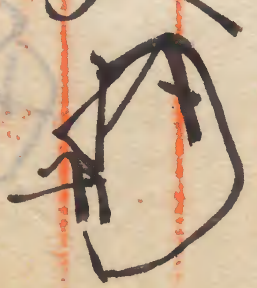

右善福寺藏

左京大夫義隆（花押）

右小郡人某蔵

天文十年十二月十日

大宰大弐（花押）

右吉敷郡潟上庄鋳銭司顕孝院

又者初より以之る如く大内出之ゟ子ハ是ゟ
地名より号きたる称ゆへ亀山院
弘安三年六月三日被大内村へ公文
職を御補任之をきよしの文書なり被
判者出羽司の花押也これも文書
写在之奥ニ

卜成家（花押）

可早被返渡大内之文識事
右以人所宛給之返上民
百姓宜承知敢勿違之人
故下

弘長三年六月二日

この古文書ハ宝殿宮社大宮司亨福
織部家の所蔵なり

又考ふ大内殿といふは三豪の殿富樫殿
三浦殿等その国の豪族を世々
殿と経まるより称まるが如く
大内ハ世々当国の英豪なれバ殿
と経まるをもて殊称あり猶まり
保元以降ハ正月除目及大臣
是より後三條内府(明雅元公)教公執筆の大臣なり大臣とハ
関官を称まる上は紙の名にして一官にして綱の関を廣く
用いまる様にて名とまり大関の料ハ宿紙を用
ひける壹弁義知職原抄通考に宿紙の折目を
大臣二守なりしくハ二尺二寸なりとあり大臣を修る
作法ハ建武年中行事除目除目の條に見えたなり
以小

周防國

權守従三位藤原朝臣顯長

介 従五位下中原師茂

大掾従七位上坂上宿祢信直 大皇大后宮當年御給

少目 従七位上佐伯宿祢國久 女御藤原朝臣琮子當年給

とゐるを觀まつるに僻えのゆゑまては
なかむ大内の世識まてハなかりけり
弘盛朝臣ハ正治のころの人にて僻
え成去るものを遠くへたゝりたれは
弘朝臣の頃よりそ始て周防介とは
従まゐらんさ様と僻えの大内介
權介の名見えさまハそのかみ大内
ハ權介なりしやまいて正治式
年の連署にも權介多々良弘
盛とゐるをや

高嶽太守杉田氏家蔵の古文書大内
介へ對せる書式指筆の書あり
大内家累代ニ擬するに大内介は
弘世朝臣乃父永弘を始として弘幸朝

臣不堪當其了

盡而後因光顯和加下

知行稼國輙對治事者

被仰有雪積機之上為

更討出於義顯別嚴凶徒者

等也談之事及輔遂有

急令上洛而致家於一戰

仍之状如件

菊氏

寛政三亥卯月廿日

大内分家

又者篠山臘敵中の掟大内家歴
書といふ板より出ス

大内家歴書　塙保己一群書類従
巻末附録二収録

御相伴衆並諸役人数三年

定

御相伴之事并座席不可有也兼
日勤人数可為十余人（此時陪膳之時者自）
末座之可斟酌依別　仰出
被召加者此制限

文明十八年四月朔日

殿中見物御禁制之事　又
殿中見物從之事堅固御禁制
之処動番衆之族以窺出令許容
至常仕着補為之条以外之次
第也於自今以後者雖為御
庭不入見物之者也縦為出仕
祗候之人於外様衆者不可
見物之旨於背此旨者可有殊
御成敗之由所被　仰出也

紀歴書如件

延徳元年十二月十九日

則ち築山とて四方面出城地なり

又上山の後風なりて上竪小路

の東なる迄なり是は大内家於時乃

家居の跡なりし所なりといへり然るに

大内の時よりの古松あまた竹林中

石の寝殿と称しきものあり

ことに築山大明神 昭三年良教此今の霊社崇め祠立る社御判物中にも此社の御入八幡の大宮司八幡なる御久米を構ましし事を載せり

乃舊址なりと我大内家歴書に

築山掃除之事文まへ同し築地

の上に生ひて樹々芸乃松可柏

を初めるまで生標にあら後しく文乃守

此明神今は常栄寺社の末殿に祠まて 大内家歴書

左の如し

築山掃除之事

従築山　社頭并松原同小門掃
除之事可為毎月晦日也普
請之事可為百石公役人之宛可有
与配之旨普請奉行人并可止普請
衆人数兼日可被相定之旨凡
雨之時者可待天気快霽之旨
所被仰出之状如件

文明十九年三月晦日　修理進（塙本作行非）（弘達）奉

於築山築地之上被遊大会其外
自然之見物之外制止之事殊
御寝殿同殿守為近諸人狼藉

剥於石築地之上構殿舎事

異国船漂着制也（但従公儀被仰之時者可為宗對馬守御預之）

若於有違背之族者可被

處厳科之由所被　仰出壁書

如件

延徳四年壬子六月　日

又者武作申條ゝゝつふてへの小歌言詞

あうそへの詞り

前文畧

杉伯耆守

右重矩ニ上之候若武作謀書

云々中以者梵天帝釈四大天王

惣日本国中大小之神祇殊上

妙見大菩薩熊山大明神御罰

至子孫ニ於家は此集をもて上聴に
者ニ可有沙汰之由雖不及
携詞は童蒙輔弼為可存給
天道載神明もしや

于時天文廿年正月廿五日　武注判

杉豊後守殿

世の称誉詞は今の宗祇箱根の大権現
とも書くは鎌倉の遠侍なる一
大内の時は雅上山城見纂山太
明神まても宗祇箱根の太社に
詣てきしまて我もあらん
又或は連歌師宗祇法師文明
延徳の比後山にかくしてまゐ宅
谷説四源の源まありて宗祇
法師筑紫の亭にて連歌法
印あらし時乃句者寄承に見

ゆきふる見たるぬし

周防国にくたりし頃大内家地
つき山にて庭興有時
此わたりの池水も清くすむる迄
春よし　雨中待月　宗祇
池いくちよ木高きかけの山風に　宗祇
此後大内家地の亭にて夜ある

句いまたかけつるよし出来り

大内家地北亭の月次に
句人のまてるやいつこも池　宗祇

大内家地の亭北月次に
なをまつ紅葉の庭もちるらむ　宗祇

大内家地亭にて神事月次
月次に夜句出し侍るに

千秋雲の帯けるを曉夢
参議為之にて為尹卿の孫なり
かさみるやあしまきしに為広卿 月
大内家池の亭にて十二月
惜月 河に
一右世を見るに二首の御子左 同
冷泉殿為富卿の門家安部氏

所蔵の巻末の集は最為なりて
宗祇の添書ありてこそめ
迄て後にはあらく集の終に
ある人等の筆にてあらぬめり
為家卿を見えしまゝ終なる
定家卿孫を子孫に書て
これを載るなり
集の終に左の二首を録せり

四月廿五日　伴大納言（花押）

光福（花押）

出羽守殿

一古戦場

湯田縄手

新撰考大内義隆記（陶隆房二一揆書 義隆卷之十三）

（西九十四板 殊）天文二十年大内没落

の時乃子を紀し去京の官務

ハ湯田の縄ニおゐて陶隆房

か家臣等に遮て見物して害

しられけるニ其の官務

といふハ左大史伴治といふ官

人也てそ限りしまく程史の

官務ハ湯田の縄手にて陶

安房守隆房か手に於て討れし

まりと湯田縄手の道中

ハ今人塚といふそのハ此所

あり又永禄十二年大内太郎左
衛門尉輝弘山口乱入の月二日又
深川にて渋川其外防戦し
討死すとし事元ハ武記ニ載す

一 谷諏訪雄源
山口
誠歴考山口北谷遠く異国
の書ゟ見へ可ね也ゟ有りてよ

所見なり異成

經國大典巻之三
海東諸國記

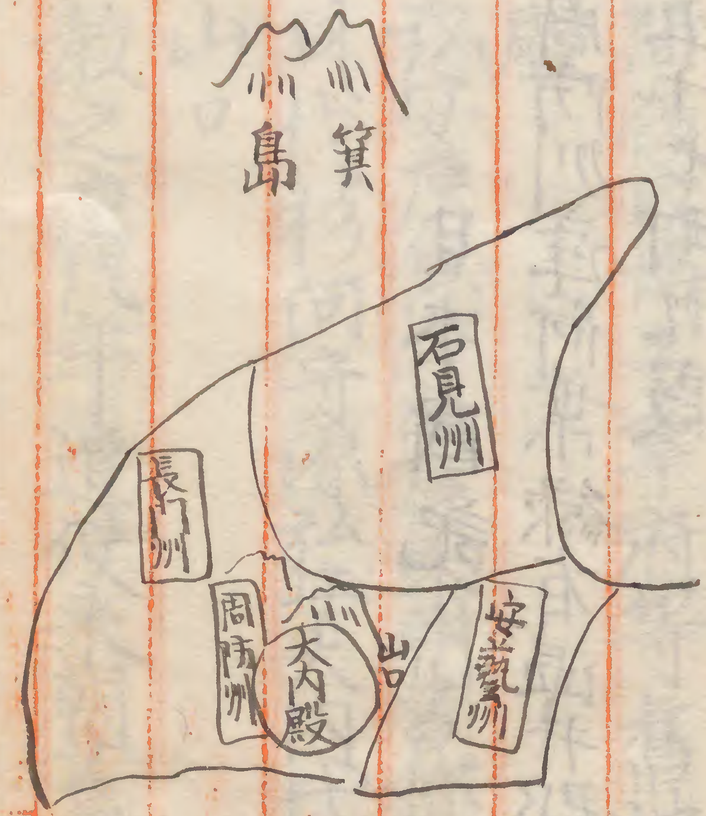

# 日本國記

周防州産荷葉綠有温井郡六、水田七千二百
五十七町九段
大内殿多々良氏世居州大内縣山口倭訓也望仇知管
周防長門豊前筑前四州之地兵、最強日本人
称百済王温祚之後入日本初泊周防州之多
々良浦因以為氏至今八百餘年至持世二十
三代世號大内殿至持世無子以姪教弘為嗣
教弘死子政弘嗣大内兵強九州以下無敢違
其、令以係出百済最親於我自山名與細川為
敵政弘領兵往助山名今六年未還小二家
間復取博多宰府等舊地詳見筑前州小二
殿
弘安庚、寅、年遣使来朝書称周防州山口所
司代杉河守源弘安大内代官時方居守
山口
教之庚戌年遣使来朝書周防州大内進亮

多々良別雋教之大内殿政弘叔父納蔵遣一
江口

圖書編巻之五十
日本國圖

客大逝里の名は
密山に旅に登壇
公宛ホい密大逝
里と為り

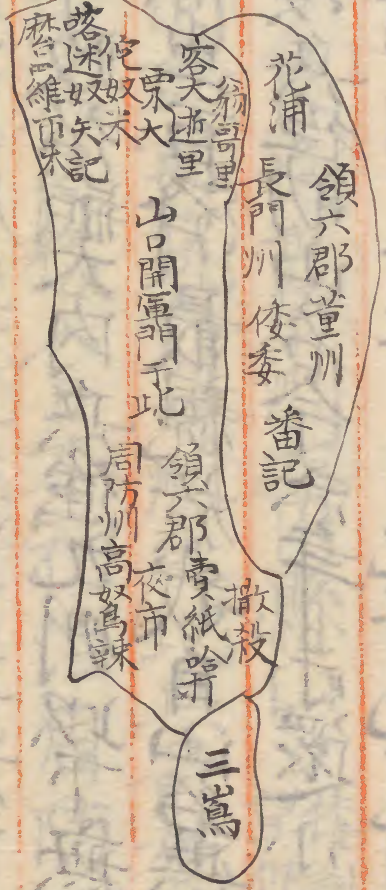


武備志二百三十九
山口　即周防　馬窩諸

蒼霞草巻之十九
日本考
安藝石見之西為山口谷國即古之周防州也山口之西為長門關渡在焉

倭國事略

上畧今據譯者所傳聞者述中畧安藝石見之西為山口國即古之周防州也横直二百四十里其南邊海之奥為翁哥里為䆁大迦里為東大為陀奴米為哈迷奴矢記為奴羅市米其北邊海之奥為斯殺為賣抱哈打為夜市為高奴爲刺北至三島海面三百五十里山口之西為長門其西早閑為阿外馬中畧矢記抽分司投於此其貢使之来必由博多閑洋歴五島而入中國因造舟水手俱往博多故也貢船回則徑収長門因抽分司官舊焉故也

二の他名国の書に山口乃事あり勘合北京の條にあり大内家世々の居地にして谷多き所国乃大都會なり今も猶三百年にて荻山口三四戸もありし所の市町にハ猶さまさまに残りしの事ともあり御城下は例よ從へし絶給へり山口ハ古乃大都會三四戸其國中の繁津且古の名府なる哉なて御城下にはあらさるべく

三年中ニ路安定免路ムし申候以上
辞年

大内家覚書

従山口於御分國中行程日數事

周防國

大島郡四日 但海手ヲ通テハ渡海ヲ除日數五日　玖珂郡三日 但山代ハ廣ヲ通テ四日往反十三日

熊毛郡三日往反十一日　都濃郡二日往反十一日

佐波郡一日往反七日　吉敷郡一日往反七日

長門國

大津郡二日路手往反十三日　豊東郡一日往反七日

美祢郡一日 但高嶺河根ニ至テハ二日路手往反十一日　厚狭郡一日 但深川ニ至テハ二日路手往反十一日

豊田郡二日 但神田河川ニ至テハ三日路手往反十二日　吉田郡二日往反七日

阿武郡 福田ニ至テハ二日小川ニ至テハ二日路手往反十二日椿三日其他福井ハ生雲一日往反

厚東郡一日往反七日　美祢郡一日 但厚保一日路手往反八日

豊前國

宇佐郡六日往反十七日　上毛郡五日往反十五日

下毛郡五日往反十五日　京都郡四日往反十三日

仲津郡四日請文十三日　築城郡四日請文十三日
田川郡四日請文十三日　企救郡三日請文十一日

筑前国

怡土郡七日請文十九日　上座郡六日請文十七日
志摩郡六日請文十七日　三笠郡五日請文十五日
糟屋郡五日請文十五日　那珂郡五日請文十五日
席田郡五日請文十五日　嘉麻（麻ヵ）郡四日請文十三日
穂波郡四日請文十三日　鞍手郡四日請文十三日
御牧郡三日請文十一日

安芸国

東西条七日請文十九日　日高島七日請文十九日
呉浦五日請文十五日　蒲刈浦六日請文十七日
能美島四日請文十三日

石見国

邇摩郡七日請文十九日

肥前国

神埼郡八日請文廿一日

以上

右訴人ゟ京都ゟの日数并請文之日数を記之
但し是は今度遠国ゟ出たる日数を記置也

志執し者可為曲事也、但御用ニ付てハ可為各別之
飛脚并ニ町役儀ハ町中ゟ可出之、往来之輩ニ付て
条々論之也、又山口中人々乃事ハ申付日中ニ
申あさきゝむ事、下々迄諸事書之通可令違背之
むる宿ニ而ハ可被處罪科、并御諸事許容
諸人可有存知之旨所被　仰出也、仍執達如件

寛文二年二月廿九日

備中守　秀明奉

左衛門尉　正安奉

棟割

一　洛中大路通往来之事

　先之御代御棟割者、又悪輩異相ニ當者當

　可加制止也、但旅人之事者紀其宿可許容

一　鷹狩旅下輩又可掛當所要通里事

一　洛識人所諸人之被官者他国之於出

不可寄宿事

一 路次旅人御停止之事

一 巡遊者當所之逗留可為五箇日也但過五ケ日
者不可許容事

右五箇條者十九日者旅許被相定之上堅
可守此旨之由所被仰出也仍如件

文明十八年七月廿九日

津田

大炊助

富田

掃部頭

府中路次往反棟別條々

一 長夏宮弓矢事 但旅人并往人逗留之條堅可尋究也

一 道同十七日迄可作事 但於此作者為日中堅可成修也

一 第五八音曲之事 但至夕方宿不可出二町之外之

右條々堅棟別畢於違背族者急度可處罪科之旨

仁あらざる上は人の科を定むる事子細を尋
子細無く刑は則令言上注 上意可有成敗
但戒次第又は法にふるゝ事はさかりなる人なきの
事は不及沙汰哉 されども搦捕遂糺明
并諸人の被官雇男女を
以て侵犯法度之輩有之者其仁は
者なり不可及糺明法方取廻可有沙汰
之由所被 仰出仍執達如件

文明十九年四月廿日

一 當町諸商賣成敗可為厳重之事
一 押買狼藉堅可制止事
一 號公方買物守護買之和儀堅可停止事
一 對諸国廻船不可有無理非法之儀事
右条々書立之旨若有違背之族者可被處厳科之
事之時向後堅可守之 上意之由所被

御出

明應四年八月八日　　沙弥（正任）奉

大藏丞（貞頼）判

右衛門尉（武明）判

四神相應乃地

一　凡歴考古より山に於て形勢を四
神相應の地なりとして前朱
雀後玄武左青龍右白虎於方位
を得て小行いる山勢を濟て南に（後玄武）（前朱雀在）
平原茫々と遠く一帯の清川東を（左青龍）
流れ又数里の長道西に通し水田あり（右白虎）
其気青龍を以るハ東方の七宿
角亢氐房心尾箕ハの象形を
龍の形に如し白虎ハ西方の

七宿奎婁胃昴畢觜參乃象
狒の形になぞらへて西方の七
宿井鬼柳星張翼軫ハ宛然たる
鳥雀の形に擬して名付
けたり北方の七宿斗牛女
虚危室壁ハ其亀蛇の象に彷彿
せり後ハ玄武の名ありとなん
武ハ亀甲の剛強なるをいへり字書
に亀ハ蛇をもて雄となすとて蛇
絡亀乃説あり爾雅釈天に

蹏乃四方之形七宿あり各一形
を存せり東方ハ龍の形の如し
西方ハ虎の形の如し鳥を首
首として尾を尾となせり南方
ハ鳥の形の如し北方ハ亀の形
の如し蛇を首として朱
雀を尾となせりといふ其の星宿
四方に位置定の如し

南
西
北
東
朱雀
白虎
柳
星
張
翼
軫
角
亢
氐
房
心
尾
箕

又其秋又霹福々京の水といふ小
平安城巳神末感よするをいふ
二十八宿の影を出さりその位置
北斗牛女虚危室壁を北方の宿
とし西奎婁胃昴畢觜参を西
方の宿とし南井鬼柳星張翼
軫を南方の宿とし東に天子宗
徐々星し不為ある守し

大殿小路　讀經寺門以北の横町小さく人家ハなし
郡歴考ニ藥山原の前をいふ安祥
ハかく谷付る小路をいふ安祥
今小路　中帝の樓寺なり
郡歴考ニ山麓記ニ大内裏紀四紀ニ町の
豐見卿後延生和今小路といふ
りその前ハ見なの知し
西清寺殿承和二年ニ誕生とて謂今小路

永享三秋将軍義教紀子生る
乳母ハ三條殿
春局小路　中京朱雀町の南の梅町なり
其時に大内家北時の上臈女房
の住し地なりといふ説つく
ありて春局の異名も今ハ人
家の後になりあり
親経卿の梅ニの衛の讃なる今ハ
治いあ見親王の誕生説のよし
権大納言ハ父なる親王の
乳母なども誌いへるにや
金吾町　此辺に旧社の庭あり今八幡の高井の邊までに至りて
神融卿の清衛の名を義詮持たる宮
甘露寺親長社の辞也
三条町　今は南東の辺かくる説あり　大宮三条の町上の南なる梅町なり
親融卿宗卿は上三条東大宮なる
あるいは古の世三帝坊しかれなり

ここに太閤の時の三本寺池なる
経ヶ嶋の法具実経といへる大高
あまりより古き紙に天文七年
證元鷲尾寺ニ而法橋坊六月廿五日五勢の
まさに流り法印御文同御遊寺より過日奉
の出仕御院覧ありしあり過し
本阿弥 大本中本の有古参所
記録者まち法印の大年記の本郷上野要
の傳え 三上ノ思顕鷲尾寺也とし
まりまことによりあるいはこのとこ

一 かくさる曲具乃入寺なる家つき
一 よう積て水なんとりたよまる
一 ことちやうひくくろをそれを下す
一 るると見え之浮府の寄以部
一 ら家より傳へる應永十一年
一 の古文書はあひ抱ゐ者の家に
一 と見えたり

何ハ抜荷商人方之売抜事

一 異船之事

一 足留事

一 大小斗秤等之抜事

一 唐土抜事

一 於海之売抜事

一 行さいをゝ売抜事

一 其外又ハ右ニ抜荷方ニ売抜進

退事條共ニ大切之事ニ而

宿代ニ有之以上ニより於後罷

科也仍執達如件

寛永十年八月廿日　淳忠

冰係

伯耆守

今は此衛に與業を商ふを産
上古く屋奥の店なりし
其銭観るり足まり

一 澤田今ハ島田といひけり　新町橋の北なり
新歴考に古の世記るの部に
元し田畝の名に遺れるにや
記の訓はゆまにて写る者
なり澤田乃字延喜式新蔦

行見図

馬場殿小路　中帝の後なり
新歴大内家の時諸居に補る
を預り給ひし世安に出て殿宅
を構へられし事の名にや
乃の文様に馬場殿潘世とい
ふ人ありまた此衛に居給ひし
なきる無し

# 大内系

弘世朝臣三男

満弘　三郎　伊豫守
号雲泉院於筑前
八田討死
心満月峯

満世　馬場殿　中務大輔
道満

幸盛　八郎
道光

女
南昌寺普岩因大姉

女
南昌鳳林理瑞大姉

幼年夜小路　米屋町の後なり
弘融考古之霊上菅家於幼見
ニて小除後ひし所として其の
筑川より植後ひとして梅樹
阿りまく左繁天神後祭ふ日り
幼児行る小祭をとあるもの於
幼稚の戯あそひしなりなりと
いへり後追ひとて小福部宰
ふ擴とゝふあり是ち菅家の
幼児の痾を病て此地にて平方

なり給ひし所は墳墓にて其の土中
に幼児の骸ある胡度哉あり
之埋めおきたるとき是を土佐の
口碑に菅公の御子といふ者を
く濁りたる説にてあるべき辨
ならずとて深きゆへに菅公の
幼子は御家の郷の息なりと
いふとも何る人も有る筆はと
菅公の御子といへり清公と夢
にきたるは近く菅氏乃息也

御在世の幼子は居給ひし衛な
ども幼年より旅をなすに来あらん
京師には人の家の幼児をよ称き
んといふさ旅をしおこ人の風俗は
歌曲より称ごとにいはるといふ
今の俗まで来歴とのけるまで
深滞せる北條の名の所度と
いふは言義によく明らけき来
此字に度をもとはふ位徳理を
し幼き度露とまはれその名義

按あるに逍遥らん
又考ふ源の口碑菅公の御子の
名を福部童子と名付まゐらせ
ましましける公命に従ひ奉り
菅氏の系より洩名を菅家し菅公嫡
子に何ゝ洩雍州府志に野の社
此末社に福部大明神の名あり
その所見たるのみし

老松社　在本宮東二町柳町今小路福部
老松両社共謂菅公眷属神未知為何神也
紅梅殿　在老松社南壹町許是號福部
大明或執奏神也未知祭何神
荏柄天神縁記（書行尹卿　書行長）老松福部は
菅神乃従者なりとてつかへのみえあり
大日本史第百三十二
菅公傳に注載荏柄縁起曰云々靈又憑近江
比良社祢宜神良種兒曰我有老松富部（富當作福字誤）二從者

使老松所居播松種松栽像貌也云々

小桜小路　中之町米屋町の東へ入ル所

改歴考に今は神なく小桜より
枝葉の社頭の前まではしめは此
わたりにありしとそや
衛の谷となれり大内家の中
世末山となる今北地に社頭を遷
させしとなん

堂田町　今は鐘楼の下猫の横紺屋町

改歴考に大内裏跡なる衣笠記頭紙
後今は鐘楼の東に名付しあり　小八名
と云へるこその小親族家
社の跡に桜田云説ありまて侍
大将兼先を衣の跡に桜田室計
跡ありし所がある庭宅跡りし小
領にて衣谷記今いふ此社あたり
しられさ社とらく衣谷得るもの
世に多く流布せり

阪田町

改歴考に大内の世には阪田里大欠

此元来なとにいへるありこの人
の居所なるへし歟
清歌小路
歌歴考五雑組によく歳時記　太帝より出入る諸
に出歌の故ありと載せたる哉
太帝より久保小路に入る所に
て谷崖の芸業を出なる諸
出しあまたの歌てふもの
力を得てむそその功をなせ
寶を残さまて出歌小路といひ

清さんを汚穢の名をに洗まるを
もて清歌の字に改め出せる歟
清歌の名換なるに似せ往
哉かくいへり出歌の所見たつの
如し—

歳時記曰有商人過清湖見清湖君君
問所須有人教云但乞如願君許之果

得一婢如願即其名也商有所求悉能
致之後因正旦如願晩起商人撻之走
入糞壌中不見今人正旦以細繩繫偶
人投糞掃中云令如願
五雜組云閩中俗不除糞土至初五日輦
至野地取石而返云得宝則古人與顓
之意也云々

## 桐良町

古人云相良遠江守の居屋敷同武
此所の居しき衛ホて近き頃
より相良の家とよふ呼けり
成りを誤りて桐良とも云ふ

## 晦日市

所歴者今の寺屋町をいふ
古文書もなく詳略考ふる人の
古き過去帳にも晦日市とあ
り

## 鞍馬落

鼓歴考云宗師ハ雑ゝ雑ゝるにといふ所
あるハ雑る山より出る道なるを
いなりさくる雑る山といふに
あらはさまでと宗師の御の谷に
比へくらく且て谷付るなるへし

## 湯田町の温泉

鼓歴考云この温泉の湧出起源
詳しく伝ふとあ様とも聞傳
とまへきことのなし神代より
湧出る温泉にもあるへし
境内に薬師堂ありこの名儀
ありあれなる人は神識なりこ
れをもて考ふるに伊豫の温
泉に湯神社ありて延喜式の
神名帳に載せたり少彦名命
を祠るといへれはこゝにても
と少彦名命を祠まつりしにや
らく神識の字よみてはしめ

けるを所のなのとも此佛の
像をあんぜしより薬師菩
薩の谷にも移まゐらせしそのこと
薬師といふ谷名は佛の名と定
然らぬにや延喜式に大宰府
乃醫師の事を薬師とあり
此薬谷の名は醫薬を始給ひ
清き神にしあれば名藥師の
御谷を称くるもあら証言よ
はあらじかして此偏名にを

称せし明人趙秩字可庸か
詩左のごとし
山川秀乃采陰陽仄天地鑄成造化鑪
誰獻玉甌天室後滅分春色到東隅
趙秩ハ日本に来りしとぞいふ
南朝長慶帝建徳元年 後光嚴院
應安三年又文中元年乃事にして異書編日
本國考に出其時ぞ出てあり

しらすまくも随なる所見えす

南朝建徳元年は洪武三年
北朝応安三年なり

圖書編

日本古倭奴國云々洪武二年倭寇山東云々

三年寇山東轉掠浙東福建瀕海諸郡是使

萊州府同知趙秩賜爾璽書諭其王良懐云々

とある諭其王良懐とあるは後醍

醐天皇第九の皇子懐良親王

征西将軍として筑紫にありしかは其時

の事なり建徳二年良懐朝貢

よりて大明へ使をさしつかはしたる

南朝の御事也

按南朝建徳二年は北朝応安四年

にあたれは其年南方猶筑紫のみにて

武家へ良懐親王大明の國主と

つかひをつかはす

又考異國の書海東諸國記に

周防州産物薬録有温井とある
ハこの温泉のことをいへるにやあらん

又考大永四年六月三日防州国衙
古文書に玉祖湯田保内公文
名給石三斗参合とありて保司
中島四郎左衛門尉盛宗の名あり
又考毛吹草といふ小冊子に諸国名

産の品をあげて湯田二月筆と
いへるを載たり
温泉のわきにハ地気暖陽なる
をもて古よりはやく如月の頃に初
産にや入きたりけん

連歌師
宗祇宗長の旅宿
致歴考ふ筑紫紀行に文明十二

此六月のころ兎角周防山口に下る
ぬる事ありて又しばし宗長ある
は山記ともに宗祇同宿
して大内左京兆のゆかり
の毛一といふ人にあひてその
はかなき浦ほとりの家居の家
ある関集人のもとにしばしく
宮仕の社家来るにまかせて候様
物語山口抄の後なり

此一冊者延徳之初防州山口宗
して於物語之講釈之後
之望求書写書之体形是
之内にあるまじき千紙
修理大夫等本歌及注五十年以
又云雑抄之字読字書にて候故
にて勢ひ書之候

宗祇在判

とあるを観れは宗祇の山里に
来里し八文明延徳再度なる
べし本国なる乃傳當なるに
當なるに宗祇居られしより以前
彼なるに連歌の谷道ありて
しけれは此筑紫紀行に宗
祇法師山口より筑紫にまかりし
まかりありけるまゝのなる所
に宿坊此濱をたつねしとある
を観れはその旅宿なるべく

なる懐しき事なるべし左も
し本国なるにありしならむ
和歌山路　今は所をしらす
武者山路　同上
猿井
歌磨寺衛商家の後園に
清泉ありといふ八人皆可庸

この井を鍛せしより鍛井と
いふ名を負へり里人は延
ひろくさき鍛冶をやあらん
良治は元亀己防府に滿宮を
造桃杉る鍛冶玄治入道
信覚の名ありその他鍛冶
某の名を銘せる古文書も
多し

鍛冶二王家系　雲の斎町にありき
古今鍛冶銘盡といふものに見え
たるの如し

# 周防國吉敷郡二王系図

清真
亀山院文永建治弘安の比者之

清平
清真子
弘安の比

清綱
清平子
正應

清長 清平子 正應比

清綱 正和比

清景 清綱子 永弘比

政清 清景子 元亨比

清綱 元徳比

清忠 清綱子 正安より元徳迄

清政 政清子 暦應比

清仲 清政子 貞治比

清吉 清政子 暦應比

清重 清仲子 至徳比

正清 清重子 應永比

清行 清重子 應永比

清 清行子 正永より久安迄 花園院ノ字

清久 宝徳より文明迄 同ノ字

鍔石町　山口衛南の裏道なり

致歴考に云く小鍔石（俗に定家岩といふ）てふ奇巌あるよし此衛の谷にありし此人趙可庸が詩ありて見ゆ

鍔石生雲　趙可庸

禹門點額不成龍王立溪流任激衝

自是烟霧釣鰲處幾重苔蘚替雲封

因に云ふ右実を探らんとして小冊子に二月出る初市よりまて勝を争ふありしといふ古へ山口乃衛より定まり岩を市恵比須に祠まつるゝ二月三月を初日としゝらざるの称を表しくまゝに勝を争ふを放事とせる事を探ひつるをありとあるは右すて縁読にや

京巌小路　縁國の町より山へ入る町

致歴考俗よい京巌小路といふ

町小路乃名を官籍に載る本八
条殿小路と書けり
むかし織殿ありし衢なれは
かく名付るとぞ
朧の清水　四町乃後き町にあり
藤の下水　若狭守の後川にありといふ
後川原町　中京の北にあり
就歴考に此衢の産に雪舟盆
とて普く世に行はれしとぞ
その文様は等楊の画なりといふ
又は宗家某寺の古盆に依て
摸模ありて今も諸衢に丸子盆
を造りて田舎もしくは九州
に出す雪舟盆の遺製なる
にや
堂の前町　大宮の東なり
就歴考に此の衢に軍地蔵といへる
ありて京乃壬生の地蔵に比し

くその京北衛ふしあ祝は雲
のあ町といひて京祇園会ふ
壬生より傘鉾を出せり二の
御より六月七日傘鉾を出して
京の壬生まで毎に渡る事さなる
也
又若狭の衛北根沿ゟ遠まする庖
丁庖丁といふ是を庖厨の丁丈なる用る剃
鋭なりといふ者也此字は庖丁なる庖
年を解すとぞより 出て 鍛まよ鍛ひよく
出来り
しそ他州の産よ勝まへりといふ

守搓河原 松の木丁の木多かり
祝屋若狭二の地は蔓若を出して谷
産とせりその素ふ北根なとは
薩戸の國分の産よりよく数を
うと以ってそしぶまるに加ふるふ
若ひと製との方を調は薩戸
の産にも劣らさる者也
山口衛布くの乾柿
乾柿は安藝國西條の産を
為上の侍ぶとしさ禄と山口

製せるもの菓師の人残らず
甚だ費沢として新に堅露様
風采ある家にて製造その風味を
賞美なり

上紙共六拾七枚

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan